

東松山市の水質管理

安心して水道水を使っていたくために

東松山市の水道水は、水道法に定められた水質基準項目の全部及びその他水質管理に必要な項目について水質検査を行なって、『安全性』・『信頼性』の確保に努めています。

水質基準について

水道法第4条及び水質基準に関する省令に定められている水道水が備えるべき水質上の要件です。

平成15年3月までは、健康に関する29項目（人の健康に影響を及ぼすおそれのある項目）と、水道水が有すべき性状に関する17項目（生活利用上、あるいは施設管理上必要となる項目）の46項目や、水質基準を補完する項目として快適水質項目（13項目）と監視項目（35項目）がありました。

平成16年4月から水道水の水質基準が改正され、検査項目等が大幅に見直されました。検査項目は46項目から新たに50項目となり、水道水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目についても新たに定められました。

水質検査について

水道課では、おもに次の検査地点を定め、水質検査を実施しています。

(1) 給水栓（蛇口）

市内配水系統の末端4箇所（上唐子、大谷、田木、高坂）を設定しています。

また、水道法に基づく1日1回行う検査は、末端3箇所（大谷、古凍、田木）を設定しています。

(2) 浄水場

第一浄水場及び第二浄水場のサンプリング用給水栓を検査地点としています。

(3) 井戸（水源）

安全で良質な水道水を供給するために、井戸（第一、第二、第三水源）について検査しています。

